

八戸市奨学金条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

連帯保証人及び保証人について見直しをするとともに、正当な理由なく奨学金を償還しない場合に償還期限の繰上げを行うためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 奨学生の申請（第7条）

奨学生の申請において、現行では連帯保証人及び保証人を1人ずつ立てることとなっているが、奨学金の種類に応じて、次に定める数の連帯保証人を立てるよう改正する。

奨学金の種類	連帯保証人の人数・資格	
一般奨学金（貸与型）	2人	・父母、兄姉又はこれに代わる者 ・申請者と別生計で独立の生計を営む者
第1種特別奨学金（償還免除型）		
第2種特別奨学金（給付型）	1人	・父母、兄姉又はこれに代わる者

(2) 繰上げ償還（第15条）

償還期限を繰り上げて償還させることができる場合について、②の規定を追加する。

- ① 繰上げ償還を申し出たとき（現行）
- ② 正当な理由がなくて償還期限までに償還しなかったとき（追加）

3 施行期日 令和4年4月1日